## 令和6年度 ひがしこうち広域周遊促進事業にかかる質疑に関する回答

## 質疑及び回答

	質疑	回答
1	旅行商品の造成について 大阪発及び東京(名古屋)発若しくは大阪のみの商品造成 は適合か。	四国、中国及び関西地方をターゲットとする企画(商品造成)が望ましいですが、大阪発のみの旅行商品の造成であっても適合の範囲内とします。また、東京(名古屋)発の旅行商品の造成については適合としません。ただし、四国、中国及び関西地方をターゲットとした企画に、その他地域の参加者が含まれる場合は、実績数としてカウントいただいて問題ありません。
	旅行商品の造成について 2泊3日又は3泊4日の四国周遊で、そのうちの1泊のみ ひがしこうちエリアのホテルを利用し、観光名所や昼食を 入れたようなコース設定は適合か。	適合とします。
3	ツアー実施時期について 実施時期は自由に提案してよいか。 また、集客が思わしくない場合、追加でツアー造成してよ いか。	実施時期は自由に設定していただいて問題ありません。 また、追加でツアー造成していただくことも問題ありません。
4	PRツールの活用について 現在東部観光協議会がPRに使用しているクリエイティブ を用いて事業訴求を行ってもよいか。 また、クリエイティブの仕様はどのようなものか。	当協議会発行のクリエイティブについては、編集や切り取り等を不可とすることを前提に、基本的にご利用いただくことが可能です。また、当協議会のYouTubeチャンネルにある動画(15本)や当協議会が発行している公式ガイドブック、パンフレット等のPDFデータや冊子等が利用可能なクリエイティブとなります。なお、パンフレット等については、当協議会ホームページ「パンフレット」内にある「全域」及び「広域」のカテゴリーに含まれるものが該当します。
5	ターゲットの設定について 四国、中国、関西地方以外からの送客も実績としてカウントして良いか。	四国、中国及び関西地方をターゲットとした企画に、その他地域の参加者が含まれる場合は、実績数としてカウントいただいて問題ありません。ただし、四国、中国及び関西地方以外をターゲットとしていることが認められる企画である場合は、適合としません。
6	事業の効果及び効果測定方法について 事業全体の効果(目標値)は企画提案段階で明確に設定す る必要はあるか。 また、目標達成できなかった場合のペナルティはあるか。	事業の効果及び効果測定方法を明確に示すことができる企画提案としてください。なお、事業効果が提案時に示されたものを下回った場合のペナルティはありません。